「第四次東大和市情報化推進計画」の素案に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、情報化施策を推進するため、平成31年度から平成33年度までを計画期間とした第四次東大和市情報化推進計画の策定を進めております。

このたび、「第四次東大和市情報化推進計画」(素案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

#### 1 目的

現行の「第三次東大和市情報化推進計画」の計画期間が平成30年度に満了することから、さらなるICT技術・サービスの動向や国の情報化施策の動向、市民の情報化ニーズなど、東大和市を取り巻く環境変化を踏まえ、東大和市第四次基本計画に掲げる「ICTを活用した豊かな社会の実現」のため、本計画を策定するものです。

## 2 素案の名称

第四次東大和市情報化推進計画 (素案)

## 3 素案の概要

本計画では、以下の内容により構成されています。

第1章 計画の見直しにあたって

- 1. 計画の背景
- 2. 計画の目的
- 3. 計画の位置づけ
- 4. 計画期間

## 第2章 情報化をめぐる動向

- 1. 国の情報化政策動向
  - (1) 国の最新戦略
  - (2) マイナンバー制度
  - (3)情報セキュリティの強化
  - (4)個人情報保護法等の改正
- 2. 情報技術の動向
  - (1) I o T
  - (2) A I
  - (3) RPA
  - (4) ビッグデータ

- 3. 東大和市の情報化の現状と課題
  - (1) これまでの情報化施策の検証
  - (2) 第三次情報化推進計画における取組状況
  - (3) 市民ニーズの状況(市民意識調査結果)

# 第3章 第四次情報化推進計画

- 1. 第四次情報化推進計画の基本施策
- 2. 第四次東大和市情報化推進計画「個別計画」
- 3. 計画の進行管理
- 4 意見を提出できる方
  - (1) 市内在住の個人
  - (2) 市内に事業所等を有する個人
  - (3) 市内に事業所等を有する法人等
  - (4) 市内在勤の個人
  - (5) 市内在学の個人
  - (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
  - (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等
- 5 意見の提出期間

平成30年12月1日(土)から平成31年1月4日(金)まで(必着)

- ※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしてのご意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。
- 6 資料の閲覧方法
  - (1) 東大和市公式ホームページ
  - (2) 文書閲覧 総務部情報管理課
- 7 意見の提出先、方法及び提出様式等
  - (1) 提出先

総務部情報管理課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 総務部情報管理課
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市総務部情報管理課宛
- FAX 042-563-5931
- ・電子メール johokanri@city.higashiyamato.lg.jp

# (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。 なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

### 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成31年2月末までに東大和市公式 ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きま す。

### 9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。